判 例 研 究

卽 時取得と占 有 改 定

美 淸

好

四號二四八五頁 和三二年一二月二七日最高裁第二小法廷判 (石庭樹等所有權確認請求事件)(昭和三○年(オ)第二二五號庭) 破棄差戾 最高裁民集一一卷

決

法第一九二條の適用はない。 (判旨) 占有改定により占有を取得したに止まるときは、 民

戦り前記百萬圓と損害金二○萬圓計一二○萬圓を支拂わないと 兩者間に次の調停が成立した。YがXに昭和二六年七月二五日 有權の移轉登記手續をしなかったので、Xは調停の申立をし、 **支拂った。しかし右約定期限にYが建物の明渡並びに不動産所** は差引殘代金五○萬圓を支拂う、と。卽日Ⅹは保證金百萬圓を の所有權移轉登記手續をして該建物を明渡す、これと同時にX 日賣買保證金として支拂う、Yは昭和二六年四月末日右不動産 定で賣買契約を締結した。代金一五〇萬圓、內百萬圓をXは同 Y所有の本件庭園設備備付のままの宅地・建物につきつぎの約 (控訴人) Ⅹと被上告人(控訴人)Yとは、昭和二五年一二月三○日原告・被) Ⅹと被上告人(被告・)Yとは、昭和二五年一二月三○日 原審認定の事實關係を要約すると次の通り。上告人

光

月六日右不動産の所有權移轉登記手續を受け、ついで同月二五 **圓を支拂わなかったので、Xは右調停調書により昭和二六年八** 明渡さなければならない、と。しかるにYが右の日に一二○萬

きは、Yは直ちにXに不動產所有權移轉登記手續をし同建物を

日右建物明渡の强制執行をしてその占有を取得した。ところ

なす不動産の構成部分である。 庭石・手洗鉢・燈籠・五重の塔・石橋・庭木を動産として差押 書(檢の)により、Yの占有していた前記庭園設備たる庭踏石・ 建物明渡以前である同月一三日、Yに對する執行力ある公正證 有を取得した。しかし右諸物件中、石橋と庭木は土地と一體を え、同月二二日Z自ら競落して平穩公然善意無過失でYから占 | 共同被上告人(慈悲人) Z は、右Xの所有權移轉登記手續後で

求を棄却した。X上告。上告理由は多岐にわたるが略する。 については手續を誤った無效のものであり、その餘の物件につ Xの所有であることを確認し、その餘の物件についてはXの請 とを確認した第一審判決を取消し、庭木並びに石橋については をXに對抗しうる、として、右諸物件が全部Xの所有であるこ いては有效である、從って後者については2はその所有權取得 右の事實に基き、原審は、2の差押並びに競落は石橋と庭木

讓受人はその占有を取得することを要ししかもその占有の取得 受人が民法一九二條によりその所有權を取得しうるためには、 は占有改定の方法による取得をもっては足らないものといわな 「しかし、無權利者から動産の譲渡を受けた場合において、譲 〔判決理由〕 ……原判決確定事實を要約・引用した後……

所有權取得を認めたのは、審理不盡理由不備の違法に陷ったも 占有の性質につき格別の審理判斷をすることなくたやすくるの なければならない。しかるに原判決は、右の引渡をもって占有 引渡したものであることは、原判決の判示自體からも明らかで 押えて競賣に付し、競落人たる2に對してもこれを現狀のまま 改定で足ると解したものの如く、前記物件につき2の取得した ても2はこれによりその所有權を取得するに由ないものといわ れた庭園設備の一部であって、執行吏はこれを現狀のまま差し を受けたと認定しているけれども、右物件は本件宅地に設營さ して裁判官全員一致で破棄差戾(無利官小谷・藤)。 のというのほかなく、論旨は理由があり破棄を免れない。」と 産でありかつZが平穩公然善意無過失にその占有を始めたとし 定による引渡と認むべきであり、したがって、假に右物件が動 あるから、その引渡は特段の事情のないかぎりいわゆる占有改 いてこれをみるに、原判決は、2は競落により前記物件の引渡 ばならない(決、民錄二二輯九六一頁參照)。 ところで、本件につ

> なきことを理由とする。)。周知のように明文規定のないわが法の下有改定を排除すべき明文)。周知のように明文規定のよいた「占有」かららがあり、第三者の信頼保護が本制度の趣旨であることと「九二條の「占有」から占理由は述べていない。大器院では、昭五・五・二〇新聞三一五三・一四のみであろうが、いわけではない。大器院では、昭五・五・二〇新聞三一五三・一四のみであろうが、いわけではない。大器院では、昭五・五・二〇新聞三一五三・一四のみであろうが、いわけではない。大器院では、昭五・五・二〇新聞三の規定のは、 シテ疑ヲ容レス。」……從って占有改定の場合をも含むとする法意ニ非サルコトハ、同條規定ノ因テ生シタル法制ノ沿革ニ徴殊ニ從前ノ占有ヲ委ネタル權利者等ノ利害ヲ顧慮セサルカ如キ 親切かつ不充分で、反對說を克服すべき何らの說得力をも有し 判のある現在、これを援用するのみで足れりとする本判決は不 す)。しかし右の判決に對して古くから多くの積極學說からの批 持ノ爲メニ設ケタル同條立法趣旨ニ 適セ」ず、と說く(伝筆者付 ことは……「却テ一般取引ノ安全ヲ害スルノ虞アリテ其安全保 然レトモ、斯ル狀況存セサル場合ニ於テモ尚ホ他ノ利害關係人 於テハ、固ヨリ現在占有ヲ始メタル者ヲ保護スルノ必要アリ。 觀上從來ノ占有事實ノ狀態ニ變更ヲ生シ一般取引ヲ害スルノ虞 强調した指導的判例即ち前揭大正五年五月一六日大審院判例を 所有權を取得しておりもちろん對抗要件をも備えているから、 近時は積極説が多數であるといえよう。その立場からは、2は においてはその沿革ともからんで學說の對立する問題であり、 えず、むしろ「時代錯誤」(聯して、我妻「占有改定は民法第百九十二條のえず、むしろ「時代錯誤」(右大正五年判例と前記昭和五年積極判例とに關 ナクシテ從前ノ權利者ノ追求權ヲ顧ミサルヲ相當トスル場合ニ 援用することにより一切略している。そこでは、「……一般外 ことになろう。しかるに本判決は、その理論的根據を、沿革を 本判決に對し抽象論としても具體的結果の上からも反對という

二巻二號七一頁より)の感をすらも與えかねない。それにもかか要件を充たすか」 志林三) の感をすらも與えかねない。それにもかか

明しておきたい。を繋じえない。この機會にあえて積極説に對する私の疑問を表を禁じえない。この機會にあえて積極説に對する私の疑問を表わらず、私は、結論的には、消極説でよいのではないかとの感わらず、私は、結論的には、消極説でよいのではないかとの感

取得として構成されているが、なお原所有者保護をも無視しえ追求權の制限という觀點からではなく、善意の第三者の所有權 商法(三條)を經て、 こと、フランス民法の影響を逆輸入的に受けたドイツでは、舊 要求され、 la possession), 定では足らないという點に求めこれを明文で排斥している(力=時效の一種として構成されており(『動産に關しては占有は權限に 沿革のゲヴェーレ的觀念をとどめて、 を始めとする諸種の變遷を經て、現行民法(元年)においては、 原則が行われ(bles n' ont pas de suite.)、 フランスにおいては、その固有法では一三世紀まで右と同様の 制限)、いわゆる Hand wahre Hand 第三者は善意・悪意を問わず、 他人に對してのみ追求することができ、 所有權の薄弱性の故に、 のなかったこと、ゲルマン法においては、 權利を他人に與うることを得ず」(Nemo plus juris ad alium tra-) 原則が行われ、時效の利益は別として、 - ローマ法においては、「何人と雖も自己の有する以上 かつー 解釋論上は、 般に占有改定では足らない、と解されている 現行民法(旅以下)においては、かの原所有者の 他人を信賴して占有を與えた者はその 取得者の善意は當然のこととして 物の追求を免れえた(追求權の 追求される者の占有の效 その後ローマ法の影響 の原則の行われたこと、 従ってその反射として 動産のゲヴェーレ的 本制度の生ずる餘地

判例物權法總論(昭三○版)三四八頁以下、松坂・民法提婆・物權法五八頁、金山學全集二二卷所收)一五八頁、同・前稱論文、石田・物權法論三五○頁以下、柚木・學全集二二卷所收)一五八頁、同・物權法上二六七頁以下、改妻・物權法總論、現代法・文ペ きで ある、 と (この立場をとる主なものを列撃すると、富井・六九四頁、 判決の述べるような一般取引の安全を害するということはな 意義からして、 にその者が卽時取得の保護を受けるのであって、 第三者の信賴の保護という本制度の在るべき近代的な意義 定では足らないことはもちろんであるが、前主の占有に對する ようなことにある。分ゲルマン法の沿革的觀點からは、占有改 Ξ ()原所有者と第三者との關係においては、 明文規定のないわが法においてこれを排除すべき理由はな 印積極説をとっても、 ところで、 背信無權利者を信賴した損失は原所有者こそ負 諸積極學説の根據は、 他の第 三者が二重譲渡を受ければ更 綜合するとおよそ次の 本制度の現代的 前揭大正五年

關係を混亂せしめる虞があるから」(松坂・)ということは何らの

本ける第二四環以下等)。たしかに、單なる沿革乃至二重護渡に海門、衛七號二四環以下等)。たしかに、單なる沿革乃至二重護渡に海門、衛七號二四環以下等)。たしかに、単なる沿車の公を大上段に振りかぶって、それですべてを割り切ることができれば上段に振りかぶって、それですべてを割り切ることができれば上段に振りかぶって、それですべてを割り切ることができれば上段に振りかぶって、それですべてを割り切ることができれば上段に振りかぶって、それですべてを割り切ることができればとはまことに簡單であるが、果してそれだけで、現行法の理まとはまことはまことに簡單であるが、果してそれだけで、現行法の理論的説明がすべて可能でかつ具體的に妥當な結果がえられるであろうか(島・研究五五九頁より。)

四 積極說 (後述の折衷) の說くように善意取得者の信賴の保護のよこの點に關する積極說の「說明」には納得しえない。という觀點のみで割り切ることが許されるものならば、―― 盗としても ―― 九二條において信賴して占有を委ねた場合とはは沿革的にゲルマン法において信賴して占有を委ねた場合とはは沿革的にゲルマン法において信賴して占有を委ねた場合とはは沿革的にゲルマン法において信賴して占有を委ねた場合とはは沿革的にゲルマン法において信賴して占有を委ねた場合とはない。

説明にもなりえない。一體、占有改定に論者のいわゆる何の表。 が現實に伴っているであろうか? 判例が占有改定を否定す象が現實に伴っているであろうか? 判例が占有改定を否定する理由はまさにそれによっては「一般ノ外觀上從來ノ占有狀態ニ何等ノ變更ナ」きことにこそあり、このこと自體は一般に異ニ何等ノ變更ナ」きことにこそあり、このこと自體は一般に異ニの等ノ變更ナ」きことにこそあり、このこと自體は一般に異ニの等ノ變更ナ」きことにこそあり、このこと自體は一般に異ニのである(海の方法によって差異を設けることは疑問であ、「有改定を除外すべきではないとも云われる。かるにかく云われる論者も、例えば一般に異ころである(海の方法によって差異を設けることは疑問であり、「有政定を除外すべきではないを高三者」についてが規定の本いわが法の解釋としては占有取ることにないとの表にないます。

めに物権譲渡の對抗要件の具備を要求したにすぎない、とされるー(ハ)参照)の「一〇八、同一為致。 なお金山・二八頁、二九頁は、公信力の限度を劃する た)の點については行定する――筆者註)と なりさえずればよい」(我妻・物権法改定で足る――判例・消極學說もこ)となりさえずればよい」(我妻・物権法改定で足る――判例・消極學說もこ)となりさえずればよい」(我妻・物権法 引渡を同一に解する必然性はない」(○三頁)。フランス民法にお って、「占有の公信力に關する場合と、對抗要件の場合とで、 有を伴うべき必然性はなく(同じく積極説をとる柚木・三四八頁、金)、從 法制の下においては、 に對する對抗の問題(一七八條)とし、兩者は次元を異にするわが その次に問題とすべきいわゆる正當な利益を有する「第三者」 をとり、取引の安全・權利關係の紛糾の防止はこれとは別個の 八卷一號一一四頁) いては意思表示のみで動産物權は移轉し第三者の保護は公信の 「說明」も納得しえない。物權取得自體につき意思主義(トリセン (n) 「第三者に對抗し得ざる物權の取得を認めることは徒らに 從って卽時取得としての占有は「對抗要件(症 卽時取得における權利取得自體につき占

である。 「世界では、 であるドイツ民法も、動産に關しては、通常の物權取得は現實の引渡を要求して(元解)、 のみならず返還請求權の移轉(九解)・占有改定 (○解) ではさほど大きな差異を生じないにもかかわらず、即時取得につけさほど大きな差異を生じないにもかかわらず、即時取得につけさほど大きな差異を生じないにもかかわらず、即時取得に現實の引ははど大きな差異を生じないにもかかわらず、即時取得は現實の引はでは、通常の物權取得は現實の引える。

す意圖はない。それは、同じくすぐれて近代的な他の要請をこている。その原因は何故か?ここでゲヴェーレ的沿革を持ち出いとの立場を前提しそれを理窟づけるための便宜論にとどまっいく理論的説明をしえず、或はせいぜい始めから占有改定でよ 以上のように積極説は占有の要件とされることの納得の

可能性の要求)、それなればこそ、損害賠償による保護でも構わなーバーの豫測)、 者のくい込み、 要請される。ここに、絕對的・觀念的動産所有權への善意第三 ないというすぐれて近代的な公信の原則が必然的なものとして 般がではなく、所有權の取得そのものが確保されなければなら かゞ゛゛゛゛゛゛゛いひいい、いゞ wと゛ 、 … していいきい筈の、いかなる時代にも存する筈の、漠然たる信賴の保護 の一部としての意味を持ち、從ってその安定性が要求される(エウ 會においては、個々の商品交換も多くの經濟取引の連續・連關 强力に保護されるべきものとされている。他方、近代資本制社 代法においては、動産所有權も絕對的・觀念的なものとして現 實支配の有無とかかわりなくいわゆる物權的請求權等によって ーレ法體系における動産所有權の(內在的)薄弱性と異り、 なければならない、と考える。というのはこうである。ゲヴェ 乃至看過していることもまた同じく不當であることが指摘され た權利として構成されているという周知の事實を、ここで無視 ては動産の所有權も絕對的・觀念的物權の次元にまで高められ 同じくゲヴェーレ法におけるとは異って、特殊=近代法にお 理念を强調することはよいとしても、そのことに急なる餘り、 の「構成」が非近代的なものであるが故に、却ってこの近代的 て異論はない。)。と同時にしかし、もこの點に關し)。と同時にしかし、 の不當であることはいうまでもない(末川・田島博士、林教授――と雖の不當であることはいうまでもない(少くとも現在では、消極學説―― 保護にこそあり、 こで看過しているからである、と理解しうると私は考える。 たしかに、本制度の近代的な意義は前主の占有に對する信賴 絕對的權利への例外の要求、 かの追求權の制限という沿革を持ち出すこと わが積極説が、わが一九二條 という共に特殊

改定だけで、一方的に貫徹させるのは妥當でなく、それを相當 その意味では引渡とはいえ法の擬制にすぎないともいえる占有 護するには、取得者の單なる主觀を、外界には何ら變化のない 産であった(III ibid.)。卽ち、絕對的な保護を受くべきものとさ ĸ したのは、單なるゲヴェーレ的沿革に基いたのではなく、まさ におけると異り即時取得においては特に現實の引渡を要すると 求することになる。先に述べたドイツ民法が通常の所有權取得 近代的な二つの要請が矛盾・對立し、兩者に何らかの妥協を要 る(以下參照、林九九頁も)。 もちろん、先に一言したようにわが法が と考えられる客觀的事情を要求すべきである、とされたのであ れている近代的所有權を押しのけ犧牲にしてまでも第三者を保 二つの相對立する要請の妥協・調和という觀點からなされるべ なる要件の理解は、まさに右に述べた、共にすぐれて近代的な 論者のいわゆる本制度の現代的意義の下における「占有」(二族) 取得した占有の效力という「構成」を受けたことによる。が、 はなく、むしろ直接的にはフランス民法の影響で第三取得者の 所有權取得というより近代的な觀點を前提とした上でのことで は、ドイツ民法におけるような善意第三者の信頼保護のための 取得者の「占有ヲ始メタル」ことを要件としたのは、沿革的に かかるすぐれて近代的な二つの要請の矛盾・對立の妥協の所 かつそのことによってのみ矛盾なき「説明」は可能

代法においては動産所有權もまた觀念的に所有權という權利で更に、次のこともここで看過されてはならないと考える。近

る。 所有權に、まさにその「事實上の物支配」を要求するというこ りなく保護されるが故に觀念的所有權とされる近代的 實上の物支配」によるほか公示の方法はない(トーセスト)。しかし、 諸種の證券によって代表される場合もあるが、原則的には「事 る。不動産においては登記制度によってことは容易に解決す されていることは今先も述べた。他方、取引の安全の要請は 譲渡 (元三)乃至占有改定(元三)をも現實の引渡の代用方法として 貫かんとするドイツ民法すらも、 の解釋はいうまでもないが(劉治)、物權變動につき形式主義を いう弊害をも伴う。わが法における對抗要件としての「引渡」 加うるに、後者の要求には迅速な商品取引を不便ならしめると と自體、矛盾である。ここにもまた二つの要請の對立がある。 ゲヴェーレ法におけると異り、「事實上の物支配」とはかかわ かる强力な權利についてはそれが公示されていることを要求す あるというまさにそのことの故に强力に保護されるべきものと の安全への顧慮は、占有改定のような不完全乃至無意味な方法 と矛盾・對立する公示なる他の要請の辿るべき必然の運命とし レ的所有權へ逆行させるという手段のとられないかぎり、それ い。しかしそれは、動産につき近代的觀念的所有權をゲヴェー ので現實には何ら權利を表象しえず公示の機能は果されえな 肯定せざるをえない所以である。ここではもはや引渡とは名み て公示の原則の要請される所以である「第三者」(ဋを敷)の取引 て甘受する外はない。と同時に、物權變動乃至は對抗要件とし 動産については、例外的に或は登錄によって公示され或は 動産については返還請求權の

、エエメニ゙ルサルド、ドルドドをある、といわなければならない(川島・きことも必然の成り行きである、といわなければならない(川島・ 者からの善意取得の制度(=公信の原則)が確保しカバーすべ を必然ならしめる動産においては、まさにここで問題の無權利

全であればこそ後者が必要とされているともいえる兩制度の機 成上の質的差異を、第二に、 能的差異・補充關係を、ここで看過乃至無視している、という き機能を擔わされている。卽ちその意味では、 しかありえない公示の要請を後者(公信の原則) 對抗要件として取引の安全を保護するのには現實には不完全で 動産においては、例えばまさにここで問題の占有改定のような、 前者にはない別個の考慮をも無視しえない、という兩制度の構 るに、從って、 生ぜしめようとする、しかも權利取得自體の問題であり、加う ば格別、これを肯定するかぎり」「即時取得における第三者の占有取得についても占 張がでてくる。)、沿革的にはもちろん理論的にも根據はなく、な形式論的な主)、沿革的にはもちろん理論的にも根據はなく、 有改定をもって足ると解するのが理論的に一貫する。」(金山・三○頁)というよう 對抗要件 (八條) として占有改定が解釋上肯定されていることか ら、直ちにこれを卽時取得における「占有」に安易に直結・同 き眞權利者の意に反してその犧牲の下に無から有を原始的に 問題にすぎないに反し、 に、前者はすでに有している權利の「第三者」に對する對抗 一視して説明しようとするのは(に動産物権譲渡の對抗力を認めないなられて、近日のでは、「一日のでは、「一日のでは、「一日のでは、」というというという。 このようにみてくると、先にみたように積極學說(後述の折)が、 後者においては真權利者の保護との調和という 後者は絕對的・觀念的に保護される かかる質的差異にもかかわらず、 前者が本來不完 はカバーすべ 第

意味で支持しうるものではない、と考える。

述べてきたことを暗示するに足る現象といえよう、 は現實の引渡の早いものが勝つとの折衷的態度をとられるに至 間においても、原所有者と第三者との間においても、確定的に 權利の確定的取得を「現實の引渡」に求め、從って二重讓受人 ける占有は當然に對抗要件としての引渡=「占有改定」でよい った事實は(野・前榻本件判例批評はこれに従われるのみ。)、まさに以上った事實は(我妻・物權法(民法講義)一三七一八頁、なお河)、まさに以上 とされながらも、それだけでは不確定な權利取得であるとし、 た積極説の基本的觀點をくずすことなく、從って卽時取得にお 極説を主張された學説(搦鰤文前)が、その後改説されて、旣にみ ならない。 中で評價・選擇されるべき性質のものである、といわなければ て、具體的妥當性と解釋論的構成の當否などの相關的な考慮の それ自體のすぐれて近代的な特質・機能への洞察を基底とし では果されえない取引の安全の補充的機能という即時取得制度 即ち、善意者と眞權利者との保護の調和・妥協と對抗要件(八條) を根據とすべきではない。問題は、 する」と考えたり、論者自ら態度を一貫しえない形式的な用語 占有は占有改定で足る、或は足らないと解すべき抽象論理上の 必然性はない。いわんや、 興味深く感じられる(後述)。 以上のことから次のようになろう。わが法の下ではここで 「占有」(二條)を直結・同一視し、それが「理論的に一貫 始め理論上も實際の結果からも無條件に最も强く積 對抗要件としての「引渡」(トロサ)とこ 既に檢討した二種類の要請 という意味

六 それはともかく、従って以下更にかかる考慮で積極說の

をも檢討しなければならない。 わば論理の必然として生ずるであろう結果の具體的妥當性等 1

占有を取得した後でも、 めても、 重譲渡において、M第一讓受人が無權利者たる前主に引渡を求 はない る。 主の占有狀態に何らの變更もない=兩者共に信賴の裏切られる 全との要請は兩者に共通・平等にある筈である。しかるに、前 三者間においては、 應じなければならないということ、 ができるということ、四更にはこの場合、第一讓受人が現實の ていないここで、 權利者の占有に對する信賴以上の、 の自己の物を他人に委ねた信頼は、 であることを度外視すれば、 ことは、積極説を前提とするいわば數學的處理の必然的な結果 賴が彼の現實の占有取得によりより强く現實化した後ですら ことの現實化していない場合、否、この場合、第一讓受人の信 ている原所有者の犠牲の下に第三者をより强く保護すべき理由 まず、一九二條のその他の要件を具備した占有改定による一 ても同様のことは一應言えよう。 かならず第二譲受人を優先させなければならないとする ややニュアンスは異るが、第三者と原所有者との關係につ \末川・二三五頁、山田・前揚) とも云えるし、更に、仏無權利者(Wolf-Raiser, §69 II 2 c;) とも云えるし、更に、仏無權利者 前主は第二讓受人の卽時取得を理由にこれを拒むこと 何れの信頼も裏切られるということの現實化し 直ちに、 前主の占有に對する信賴の保護と取引の安 第二讓受人の引渡請求に第一讓受人は 絕對的保護を受けるべきものとされ 何らの根據もなくかつ不當であ が一體妥當であろうか?第 少くとも同程度のものでは 譲受契約をした第三者の無 占有改定の場合、原所有者

> は 者は、占有代理人から返還を受けて舊態に復した後でも第三者 論上の基本的觀點は變らないにもかかわらず、積極說から一見 の卽時取得を理由とする引渡請求に應じなければならないと 張してこれを拒むことができるということ、 を、從って自己の背信行爲(による原所有者の權利喪失)を主 ねた原所有者の返還請求に對し、 後自認されたものと受けとるほかはあるまい。 述べたような積極説からの具體的結果の不當であることをその いわゆる「本制度の現代的意義を逆轉せしめる結果とな」 (○頁の批判)かのような折衷說へ改說されたのは、思うに右、(柚木・三五)かのような折衷說へ改說されたのは、思うに右、 依然として物の現實の占有を有しながら、自己に占有を委 第三者の自己からの卽時取得 (中更には、 原所有

象的な判旨には不贊成だが、上告人はその後本件庭園設備の 渡を要求していることになろう、と批判される。)この立場は、結局、占有改定では足らず現實の引)。 場合には消極説と殆んど異らない結果となる(横極説をとられる金 なければ、してもいない――筆者註)本判決の具體的結論には消の立場からもあえて問題とする必要も)本判決の具體的結論には消 實の引渡を受けているとみられるから(ただし、原審はこの點を特に明 かかわらず、具體的には、 と同様に贊成(野・前掲本件判批))ということになろう。 しかしこのいわば折衷的な立場は、 ıζ (1)第三者が契約時には善意で現實の占有取得時には惡意 即時取得が通常問題となるであろう その抽象理論の對立にも 本件事案の場合も、 思うに、僅 極說 抽 現

か

な對抗要件を豫定し、かつかかる二種の對抗要件をうることに を当時では同題となりえないかかる二種の段階的 通常の場合(| thkk) には問題となりえないかかる二種の段階的 がら、恰も通常の物權取得の場合の對抗要件と全く同様の機能 がら、恰も通常の物權取得の場合の對抗要件と全く同様の機能 がら、恰も通常の物權取得の場合の對抗要件と全く同様の機能 がら、恰も通常の物權取得の場合の對抗要件と全く同様の機能 がら、恰も通常の物權取得の場合の對抗要件と全く同様の機能 がら、恰も通常の物權取得の場合の對抗要件と全く同様の機能 がら、恰も通常の物權取得の場合の對抗要件と全く同様の機能 がら、恰も通常の物權取得の場合の對抗要件と全く同様の機能 がら、恰も通常の物權取得の場合の對抗要件と登く同様の機能 のみならず、この立場は、概念の迷宮へ陷ち込まざるをえな のみならず、この立場は、概念の迷宮へ陷ち込まざるをえな

> であることは前述したが、更に、この立場は、 その要件として更に對抗要件なる觀念を持ち出すこと自體不當 當であろう(独旨・具體的結果ともに、結論的には支持してよいであろう)と考 かかわらずやはり、占有改定では足らないと解する方がより妥 的説明乃至解釋論的法律構成等を綜合的に考慮して、それにも と本制度の營むべき機能、そして具體的妥當性と現行法の理論 なく、すでにみてきたように、却ってすぐれて近代的な諸要請 ちかのゲヴェーレ的沿革に固執する、 瑣にして理解困難な問題を惹起する結果に陷らざるをえない。 らず、論理をもてあそび技巧に過ぎた說明をせざるをえない煩 的態度の故に、結果的にはさほど消極説と異らないにもかかわ としての公示の不完全さをカバーすべき卽時取得制度において り原所有者との關係においても? しかも、第三者との關係においてのみならず、通常の場合と異 權利を取得することを豫定していると解されるであろうか よって相對的所有權取得と確定的所有權取得という更に二種 私がいずれの立場をとるに傾くかはもはや云うまでも かくして、私は、ままみられる積極説の的外れの批難即 これを要するに、對抗要件 という意味においてでは その妥協的折衷

(一橋大學助手)